

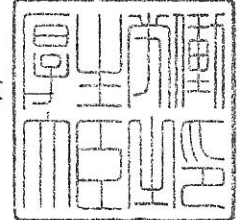
厚生労働省発食安第0424001号

平成21年4月24日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成21年4月24日付け21消安第628号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成21年4月24日付け21消安第627号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同じであるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. 豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン
2. ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン
3. 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤

